

に係る給与所得者異動届出書

◎特別徴収の納入先の市町村と、新年度分給与支払報告書の提出先が異なる方が異動された場合は、両方の市町村へ提出してください。

3. 普通徴収の場合		※市町村記入欄	
理由	 右から番号を記入 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため		

- 1 「特別徴収義務者指定番号」「宛番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された番号を記入してください。
- 2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先では「1. 特別徴収継続の場合」の欄を記入し、徴収台帳への記入等必要な手続きを済ませたうえで、一月一日現在の住所地（課税地）の市区町村長に送付してください。
- 3 異動日が一月一日から四月三十日までの方については本人の申出が無い場合でも未徴収税額を一括徴収してください。ただし、転勤、再就職等で特別徴収の継続希望がある場合は特別徴収継続を選択してください。また、給与又は退職手当等が未徴収税額より少ない場合は、普通徴収を選択してください。